

一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領を制定する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 12 日

一宮町長

馬淵昌久



一宮町告示第 33 号

## 一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領

一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領を次のように制定する。

### (趣旨)

第1条 この要領は、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱(平成2年一宮町要綱第4号。以下「要綱」という。)に定めがあるものを除くほか、一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有する農業を営む者で、要綱第5条第1項第1号から第4号に該当しないものとする。

### (対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、トマトの栽培施設

に設置する別表に掲げる防虫ネットの購入事業(事業年度ごとで、各年度4月1日から翌年3月31日までに実施するものに限る。)とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、防虫ネットの購入に要する経費(消費税額は除く)の合計額の2分の1以内の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、補助金の額の上限は、5万円とする。

(交付申請の手続)

第5条 要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書・収支予算書
- (2) 個人情報の提供に関する同意書(別記第2号様式)

(交付申請の時期)

第6条 補助金の交付申請の時期は、12月末日までとする。

(補助金額の決定)

第7条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、要綱第8条の規定に基づき、すみやかに補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により、その旨を通知するものとする。

(変更申請)

第8条 要綱第4条の規定により、補助金の交付申請の内容を変更しようとする者は、補助金交付変更申請書(別記第4号様式)を、町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 要綱第11条の規定により、実績報告をしようとするときは、補助金実績報告書(別記第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書・収支精算書
- (2) 設置完了報告書(別記第6号様式)

(補助金額の確定)

第10条 町長は、実績報告書の提出を受けたときは、要綱第12条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により、補助金額の確定の通知を受けた者は、要綱第13条の規定に基

づき、速やかに補助金交付請求書(別記第8号様式)により、補助金の交付を請求しなければならない。

(証拠書類の保管)

第12条 補助金請求者は、対象事業の実施に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日から起算して、5年間保管しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

補助の対象となる防虫ネットの基準となる規格

規 格
・網目：0.4mm以下

別記第1号様式(第5条)

年　月　日

一宮町長　様

申請者　住　所

氏　名

**一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付申請書**

一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金の交付を受けたいので、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第4条及び一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額：　金　\_\_\_\_\_円

添付書類

1 事業計画書・収支予算書 1部

2 個人情報の提供に関する同意書 1部

## 事 業 計 画 書

1 事業施行を必要とする理由

2 事 業 効 果

3 その他特記事項

## 収 支 予 算 書

1 収入

区 分	予算額（円）	備 考
自己資金		
補助金		
その他		
計		

2 支 出

区 分	予算額（円）	備 考
防虫ネットの購入		
計		

第2号様式(第5条)

個人情報の提供に関する同意書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住 所  
氏 名

年度における一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金を申請するにあたり、一宮町が私の住所及び町税等の収納状況について調査することに同意します。

第3号様式(第7条)

第 号

年 月 日

様

一宮町長

年度一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金については、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第8条及び一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領第7条の規定により、下記のとおり交付を決定する。

記

1 交付決定額 円

(1)補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(町長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては町長の承認を受けること。

(2)補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

(3)補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに町長に報告し、その指示を受けること。

(4)補助事業等の完了により当該事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては当該補助金等の交付目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全額又は一部に相当する金額を町に納付すること。

第4号様式(第8条)

年　月　日

一宮町長　　様

申請者　　住　所

氏　名

一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付変更申請書

年　月　日付で申請しました一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金について、申請内容を変更したいので一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第4条及び一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1　変更後の補助金交付申請額　　金　　\_\_\_\_\_円

2　変更の理由

添付書類

1　変更事業計画書及び收支予算書　　1部

## 変更事業計画書

1 事業変更を必要とする理由

2 事業変更効果

3 その他特記事項

## 收支予算書

1 収入

区分	予算額(円)	備考
自己資金		
補助金		
その他		
計		

2 支出

区分	予算額(円)	備考
防虫ネットの購入		
計		

第5号様式(第9条)

年　月　日

一宮町長　　様

申請者　住　所

氏　名

**一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金実績報告書**

年　月　日付け第　　号による交付決定に基づき下記のとおり補助事業を実施したので、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第11条及び一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

添付書類

1 事業報告書・収支精算書 1部

2 設置完了報告書 1部

## 事 業 報 告 書

1 事業実施内容

2 事業実施効果

3 その他特記事項

## 収 支 精 算 書

1 収入

区分	予算額（円）	精算額（円）	増減額（円）	備考
自己資金				
補助金				
その他				
計				

2 支出

区分	予算額（円）	精算額（円）	増減額（円）	備考
防虫ネットの購入				
計				

※領収書の写しを添付すること

第6号様式(第9条)

設置完了報告書

住 所：

氏名：

- 注) 1. 購入単価は、消費税を除いた価格とします。  
 2. 町補助額は、10円未満を添付する。  
 3. ネットの設置位置

第7号様式(第10条)

第 号

年 月 日

様

一宮町長

年度一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金については、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第12条及び一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領第10条の規定により、下記のとおり交付を確定する。

記

1 交付確定額 円

第8号様式(第11条)

年　月　日

一宮町長　様

申請者　住　所

氏　名

一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け第　　号により補助金の額の確定がありました  
一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金について、一宮町農業関係団体補助金等交付要綱第13条及び一宮町トマト黄化葉巻病防除対策支援事業補助金交付要領第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

請　求　額　　金

円

口座振込先

銀行・農協 信用組合		支店 支所
口　座	預金種目	1. 普通　　2. 当座
	口座番号	
名義人	フリガナ ----- 氏　名	